

## 旭川地方裁判所委員会・旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『裁判員制度の広報について』と『成年後見制度の利用促進について』

1 開催日時 令和5年5月23日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所

3 出席者

地裁委員 井内敏樹（兼務）、石垣陽介（兼務）、岩名勝彦（兼務）、上村修一郎、小笠原義泰、信木晴雄、廣田善康、山本美幸（50音順・敬称略）

家裁委員 飯塚謙、井内敏樹（兼務）、石垣陽介（兼務）、井上雄樹、岩名勝彦（兼務）、勝木晃之郎、高橋富士子、高橋由美子（50音順・敬称略）

事務局 栗生祥代刑事首席書記官、神政和家裁首席書記官、本間清和家裁訟廷管理官、山田和彦地裁事務局長、堤秀喜家裁事務局長、内山秀樹家裁事務局次長、堤正則地裁総務課長、山谷綾地裁総務課課長補佐

4 議 事

(1) 開会宣言

(2) 委員の交代報告

(3) 委員長あいさつ

ア 委員長あいさつ

イ 委員長代理の指名

委員長は、委員長に事故があるときの委員長代理として地方裁判所委員会について小笠原義泰委員を指名した。

(4) 新任委員の自己紹介

(5) 説明等

事務局から、裁判員制度の広報について説明を行った。

(6) 意見交換等

委員長 ただいま、裁判員制度の広報について御説明させていただきましたが、御意見・御感想を伺いたいと思います。先ほどの説明でありましたとおり、辞退事由の中で二番目に多いのが「仕事上の重要な用務」となっています。ある程度職場の理解が進めば参加可能となるケースがもっと増えるのではないかと考えていますが、候補者になった場合、どのようなことがあれば職場の理解が得られるでしょうか。

委員 開催する曜日についてですが、仕事をしていると、平日より土日開催の方が参加しやすいのではないのでしょうか。土日開催の例はあるのでしょうか。

説明者 確かに、土日開催の方が参加しやすいと思いますが、例はありません。

委員 裁判員制度の講義を行っていると聞いて、話を聞いてみたいと思いました。裁判員に選ばれた場合、裁判員はどれくらいの日数がかかり、精神的な負担はどれほどのものになるのか知りたいです。

委員（裁判官） 日数については、事件によります。一番短いもので3日間、一般的なものと、4日から6日間というケースが多いです。数十日間というのは、レアケースだと思います。また、時間については、午前9時30分頃から午後5時までとなっているのが一般的だと思います。

説明者 精神的ケアについては、裁判員のメンタルヘルスサポートという制度が当初からあり、365日24時間対応の安心ダイヤルという形で、いつでも無料で相談できます。プライバシーも守られます。食欲

がない、緊張しているといった普段と違うときに、いつでも相談できるようなものになっており、裁判員には、その案内もしています。

事件についてかかる日数は、裁判員選任期日で説明をしています。

委員長 雇用主の観点から、辞退率を下げるために、裁判所として、裁判員に対して、どのような支援をしたらよろしいでしょうか。

委員 私の職場でも一人選任されたことがあります。経験をすることが仕事にも生かせると思い、参加を決めていました。その人が休むことによって、どれくらいの負担があるのかとと思っていましたが、毎日の出勤者ではなかったため、そんなに仕事の負担にならないものだと思います。職場への影響はなかったと思います。

委員 裁判員候補者の辞退事由について、①「70歳以上・学生等」、②「仕事上の重要な用務」、③「重い病気やケガ」については、ずっとパーセンテージが変わっていません。裁判員の選定について、どなたが、どのような基準で選定しているのでしょうか。①から③に当てはまる人を減らすような形で選ぶとパーセンテージが変わってくるのではないのでしょうか。今までと同じように選んでいたら、①から③のパーセンテージは変わらないと思います。

また、裁判員に選任されてから事件が決まるのだと思うのですが、守秘義務との関係で選任されたことが職場に言えなかったりと、どこまで話して良いのかわからないという曖昧なシチュエーションが不安を抱えることになると思います。

説明者 裁判員候補者は、毎年の名簿から選定されます。この候補者名簿は、選挙人名簿から無作為に抽出されるため、辞退事由等を加味して、選別することはできません。70歳以上でも参加したい方もいれば、外出するのは困難という方もいます。先ほども御説明したとおり、国民全体の人口比として、70歳以上が大きく占めているので、

相対的に①の「70歳以上・学生等」の辞退率が上がっているのだと思います。

また、職場の理解を得るために、裁判員として参加することを話すことについて、守秘義務は、そこまで課されているわけではありません。

委員（裁判官） 事件の紹介については、選任手続期日にお伝えすることになります。前倒しで紹介すると、「裁判員になったらこうしてくれないか。」といった利害関係人の接触のおそれが生じるため、それを防止する意味もあります。

名簿に登載された方をくじで決めることになるので、何か意思を働かせるようなことはできません。

委員 辞退率が高いとありますが、選任された裁判員に偏りを感じることはあるのでしょうか。

委員（裁判官） 個別の事件で男女比や若手が多いということはありませんが、それは偶然が重なっただけだと思います。検察官や弁護士は、理由を示さずに裁判員の候補者から外すことができるので、何らかの件で戦術的に外しているということはあると思います。だからといって、事件の意見について偏りが出るかというと、そうではありません。

委員長 裁判員経験者に対するアンケート結果では、選ばれる前の気持ちとして消極でしたが、参加した後は積極的な感想に変わっている方が多いです。そこで、このような消極的な方に対する何かアプローチはあるのでしょうか。

委員 裁判員経験者の感想を見ると、理由が抽象的で、もう少し良かった理由を理解できるように記載したり、不安に思った人に伝わるようなやり方が必要だと思います。

委員 アンケートの結果をそのまま受け止めてはいけないと思います。参加した人は数日間も参加しているため、為になったと思いたいと思うので、中身をもっと詳しく聞いた方がよいと思います。

委員長 広報活動の関係で他に意見はあるでしょうか。

委員 裁判員候補者に選ばれた人には、どのような案内がくるのでしょうか。

説明者 最高裁で作成された詳しいパンフレットと法律で認められる辞退事由や禁止事由について説明した書面を同封しています。

委員 部下から裁判員に参加しようか迷っていると言われた場合、自分自身が裁判員制度についてわからないと、曖昧な返事になってしまいます。「仕事上の重要な用務」が辞退事由に挙げられていますが、部下が選択するときの上司の意見として、具体的にプラスになることがわからないと裁判員制度の必要性がわからず、助言ができないと思います。裁判員制度という言葉は知っていても、中身は知らないことが多いと思います。基本的なことですが、まずは、裁判員制度を知ってもらうのが大事だと思います。

委員 裁判所は、敷居が高く、一般の人が関わる場所ではないと思います。模擬裁判もいつ、どこでやっているのかわかりません。広報について、もっと活発になった方がよいのではないのでしょうか。高校生など若い人に伝えていくことで、もっと身近に感じられるのではないのでしょうか。

委員長 裁判所のウェブサイトにも、広報の話を載せていますが、もっと関心をもってもらうためには、どうしたらよいのでしょうか。

委員 若い人に話すときには、わかりやすく伝えることが大事だと思います。私が説明するとすれば、裁判員制度の仕組みを絵に描いて説明をし、もしこれがなかったらと考えてもらいます。なぜ裁判員制度を作

ることになったのか、なかったら困るということを説明すると思います。裁判員で判断するケースは重大事案であり、労力もかかるし、間違えてはいけないものです。だからこそ、外部経験者の意見が特に重要であり、皆さんが必要なんですということを訴えていけばよいと思います。

委員 裁判員制度が始まり、10年が経ち、法曹界の人にとっては、当たり前になっていますが、一般の人にとって、理解してもらう努力が足りないのがわかりました。検察庁でも、出前講義や模擬裁判を単独で催したり、裁判所と協力して行ったりしていますが、日数や守秘義務など具体的な中身の説明が必要だと感じました。検察庁のPR活動にも取り入れていきたいと思います。

委員 裁判員制度に特化した広報は行っていませんが、学生に対しては、ジュニアロースクールや犯罪被害者への講演の一環で裁判員制度について話すことはあります。知り合いでも、主婦の方が裁判員候補者の通知がきていましたが、通知がきたことも話してはいけないと誤解していたと聞きました。どの程度の守秘義務を負うのか、どうしたら処罰の対象となるのか、わからないことが足枷になって躊躇するのだと思います。また、守秘義務との関連で、そこのもどかしさがアンケートに反映させられていないのかなと思います。

委員 裁判員制度は、弁護士からすると、冤罪を生まずに適正な裁判を行う一つの手段だと思います。制度回りの無罪推定などを理解してもらうことが大事だと思います。

また、再審法の改正がありますが、その映画の上映会と講演をセットで行っています。そういった工夫・改善する余地があると思います。

## (7) 説明等

事務局から、成年後見制度の利用促進について説明を行った。

(8) 意見交換等

委員長 後見制度については、潜在的な需要があると思われませんが、まだまだ利用には上手くつなげられていないと考えています。このあたりについて、御意見、御感想を伺いたいと存じます。

委員 福祉メインの問題であり、自立生活困難者を支援する問題のなかでも、社会から期待されているのが後見制度です。司法が監督するのは限られていますが、もう少し適切な管理をするために、もっと司法が支援していくのがいいのではないかと思います。後見制度は、認知障害等をもった方に代わって、権利を擁護し、判断をしなければならないのですが、申立てを行う家族の方がどのような動機で財産を動かそうとするのかという局面から適切な後見制度につなげる司法の役目が始まってよいと思います。取り返しが付かなくなってから交代するのではなく、申立てのところで、ある程度予測ができると思います。

委員 個人的な感想ですが、旭川で市町村申立が少ないのは、条例によると思います。高齢者でも障害者でも生活保護を受けている方については、条例によると、後見の申立は生活保護課が行うことになっているため、そこにボトルネックがあると思っています。後期高齢課や障がいの担当から申し立てるのと生活保護課から申し立てるのとでは、スピードに差があると思います。市町村申立について、まだまだ潜在的なものがあると思います。

また、地域の連携でいうと、旭川市においては、障がいのある方に対する後見利用が進んでいないと思います。障がいをもっている方に光が当たっていないのが旭川市の実情であり、もっと福祉的な観点から連携をとっていかなければならないと思います。

さらに、令和6年度から相続登記が義務化になり、遺産分割を成立

させるケースが増えてくると思います。その中に、判断能力がない人がいた場合、後見制度を利用して遺産分割を成立させ、登記をするケースが、ここ数年で出てくるのではないかと考えられます。

委員 弁護士が関与しているのは、親族では対応できないなどそれなりの事案だと思います。身上監護をしなくてはならないケースについては、弁護士だけではどうしようもないので、ネットワーク作りが必要なのではないかと思っています。

高齢者の方を扱う地域包括センターとの間で、協議会を開いているところですが、聞いている件数より申立てが上がってきていない印象です。その原因について、分析ができていませんが、個人的な意見としては、成年後見制度は重いということがあると思います。一度始めるとやめられないことや、年に一回の報告が必要であり、一般の方がやるには抵抗があるので、もう少し使いやすいものだとよいと思います。また、後見の判断能力にも差があったり、使える財産についても、生活保護を受けていて使えるお金に限りがあるなど、後見のレベルにも幅があるので、後見の監督の仕方についても、厳格にするものとそうでないものとの柔軟な運用ができた方が浸透するのではないかと思っています。

委員 高齢で判断能力の低下により悪質商法の被害にあってしまった方のご相談を受ける場合には、ほとんどが後見制度を利用していないことが多いです。家族の方は、契約を取り消したいと言いますが、そうするには後見制度を利用することが必要だと伝えることがあります。ただ、後見制度を利用するには、敷居が高いのと、相談内容が解決した後には、後見制度については忘れることが多いようで、後見制度の利用を勧めはしますが、難しいと感じます。

委員 任意後見の中で、後見人になったときに、本人の権利擁護がどうい

うことなのかわからなくなることがあります。例えば、本人は、施設に入っており、十分な財産があるため、不動産が売れるときに処分をしておきたいと考えていても、後見人が売却することができなかったり、寄付をしたいと思っても、なかなか認められないことがあります。本人の本来の意思に沿った形で実現することが難しいなどといった点が、後見制度の利用を躊躇してしまうのではないのでしょうか。

委員（裁判官） 成年後見制度は、本人の権利擁護からきています。本人の意思尊重をする際には、贈与・寄付となると本人の財産が減る側面があるので、判断能力が不十分になる前の本人の意思が、現在も読み取れるなど本人の意思がしっかり残っていることが重要だと思います。

(9) 次回開催日時等

次回の地裁委員会と家裁委員会を合同開催とし、テーマを「民事訴訟手続におけるデジタル化について」と「家庭裁判所調査官の役割について」として、令和5年12月8日（金）午後1時30分に開催することとされた。

(10) 閉会宣言

## 配 布 資 料

- 資料 1 旭川地方裁判所地方裁判所委員会委員名簿、旭川家庭裁判所家庭裁判所委員会委員名簿
- 資料 2 本日の委員会の出席者名簿
- 資料 3 令和 5 年度第 1 回地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会（レジュメ）
- 資料 4 「裁判員制度とは」と題する書面
- 資料 5 「裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ」と題する書面
- 資料 6 令和 5 年 3 月 1 5 日開催 裁判員等経験者の意見交換会 開催概要
- 資料 7 成年後見関係事件の概況－令和 4 年 1 月～1 2 月－
- 資料 8 ★ 令和 4 年度における第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた地方自治体等との連携

(配布資料添付省略)